

## 人権擁護委員ってどんな人？

出張版 教えて！たばみん\*



人権擁護委員って何をしている人なのかしら？

人権擁護委員は、ボランティアで、皆さんから人権にかかわる相談を受けて問題解決のお手伝いをしたり、皆さんに人権について関心を持ってもらえるような広報活動をしている人だミン！



そういう人がいるとは知らなかったわ…どうやって選ばれているの？

市町村長から推薦された人の中から、法務大臣が委嘱（任命）しているミン  
全国の市町村に14,000人ぐらいいるミン！



結構たくさんいるのね！  
ちなみにどんな人が選ばれているの？

元学校の先生、弁護士、医療・福祉施設の職員といった、いろいろな職業や経験を持つ専門家とか、地域に明るい地元企業や農家、自治会の人などが選ばれているミン！



いろんな人が知識・経験を活かして活動しているのね！

人権擁護委員や「たばみん」のことを詳しく知りたい方は、**全国人権擁護委員連合会**や**法務省のホームページ**にアクセスしてね！

全国人権擁護委員連合会 HP  
<https://zenrenjinken.org/>

法務省 HP (たばみんのページ)  
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/html/index.html>



たばみん

検索



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君

- 差別を受けた ●暴行・虐待を受けた
- セクハラ・パワハラを受けた
- いじめを受けた
- インターネット上の誹謗中傷など



人KENあゆみちゃん

気軽にご相談ください。

秘密は守ります。相談は無料です。

### みんなの人権110番

ゼロ ゼロ みんな の ひやく とお ばん  
 **0570-003-110**

### こどもの人権110番(通話料無料)

フ リー ダイヤル ぜろ ぜろ なな の ひやく とお ばん  
 **0120-007-110**

### 女性の人権ホットライン

ゼロ ナナ ゼロ の ハートライン  
 **0570-070-810**

### インターネット人権相談受付窓口

パソコン・スマホ・携帯電話共通

インターネット人権相談 検索 **SOS-eメール**  
<https://www.jinken.go.jp/>

LINE

LINEでも相談を受け付けています。  
**LINEじんけん相談**  
 LINEじんけん相談



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



人権擁護委員制度広報キャラクター  
たばみん

あなたの街の相談パートナー  
**人権擁護委員**

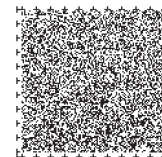
6月1日は人権擁護委員の日です。

### たばみん\*プロフィール

人権擁護委員をもっとみんなに知ってもらいたいという願いで生まれた妖精。みんながお互いに思いやりをもって暮らせる世界を望んでいる。

|      |                        |
|------|------------------------|
| 種族   | かたばみの妖精                |
| 生年月日 | 1949年6月1日              |
| ともだち | 人KENまもる君<br>人KENあゆみちゃん |

この冊子には、音声コードが印刷されています。Uni-Voiceアプリ等を使用して読み取ると、音声で聞くことができます。



法務省人権擁護局  
全国人権擁護委員連合会

## 人権侵犯事件の調査救済・地域と連携した支援

「人権を侵害された」という被害者からの申告などを受け、法務局職員と協力して、調査に当たります。

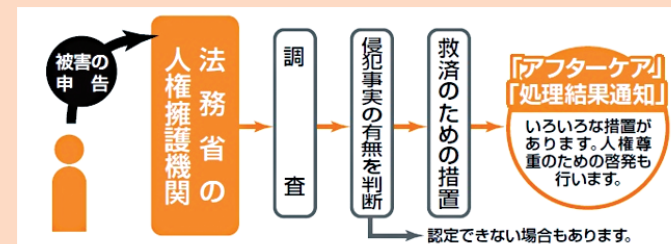


人権相談を受けて救済手続を開始する場合があります。また、事案に応じて、地域の関係機関と連携した支援も行っています。

# 救済

人権侵害の疑いのある事案について、調査を行い、適切な措置を講じています。

## 被害者救済の流れ



いろいろあるミン!



## 人権擁護委員はこんな活動をしています

### こどもの人権SOSミニレター

学校の先生や親には相談できない悩みを抱える子どもたちが気軽に相談できるように、全国の小・中学生に、「こどもの人権SOSミニレター」を配布しています。



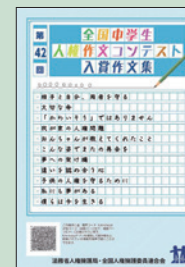
人権擁護委員は、子どもたちから届いた手紙の一点一点に返事を書き、その悩みを解決に導く取組を行っています。

### 人権教室



いじめなどについて考える機会を通じて、相手への思いやりの大切さを伝えています。

### 全国中学生人権作文コンテスト



次代を担う中学生を対象に、人権問題についての作文を書くことを通じて、豊かな人権感覚を身につけることを目的に実施しています。

### 電話・メール等による人権相談

### 面談による人権相談



常設相談所  
(法務局・地方法務局又はその支局)

特設相談所  
(市町村役場、商業施設、社会福祉施設等で随時開設)

# 相談

様々な方法で地域の皆さんからの人権に関する相談に応じています。



みんなの人権110番、こどもの人権110番などの専用電話

そのほか、インターネット人権相談やチャット人権相談もあります。

### メディア等を活用した啓発活動



ラジオ放送や街頭啓発などの様々な啓発活動を行っています。

# 啓発

お互いの人権を尊重し合うことの大切さを伝えるために、様々な活動を行っています。

### 企業訪問・研修講師



企業や社会福祉施設等において、講師として、人権尊重の重要性を伝えています。